

シェアハウス 武庫の里 運営規程

〒661-0041 尼崎市武庫の里1丁目19-6

TEL 06-6437-7559

FAX 06-4962-5770

シェアハウス 武庫の里 運営規程

<共同生活援助>

(事業の目的)

第1条 この規程は、有限会社 日和が開設するシェアハウス武庫の里（以下「事業所」いう。）が行う指定障害福祉サービス事業（以下「事業」という。）の指定共同生活援助の事業及の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）へ適切かつ効果的なサービスの提供を行うことにより、利用者が自立した日常生活又は地域での社会生活を営むことができることを目的とする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 前3項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所等の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	シェアハウス 武庫の里
所在地	尼崎市武庫の里1丁目19-6

2 当該事業所の共同生活住居の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) ア 名称 シェアハウス 武庫の里
イ 所在地 尼崎市武庫の里1丁目19-6
- (2) ア 名称 シェアハウス 水堂
イ 所在地 尼崎市水堂1丁目25-37

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（世話人兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 共同生活援助計画の作成等に関すること。

(イ) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況を把握する

こと。

(ウ) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な援助を行うこと。

(エ) 他の従業員に対する技術指導または助言を行うこと。

(3) 生活支援員 1名以上

(4) 世話人 2名以上

(入居定員)

第5条 事業所の入居者の定員は、9名とする。

2 第3条第2項に規定する共同生活住居ごとの定員は、次のとおりとする。

(1) シェアハウス武庫の里 4名

(2) シェアハウス水堂 5名

(主たる対象者)

第6条 主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

主に精神障害をお持ちの方。

(指定共同生活援助の内容)

第7条 指定共同生活援助は、入居している利用者につき、主として日中において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を行うものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 事業所は、利用者の障害特性に配慮しつつ、共同生活援助の利用開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該事業所の利用について申込者の同意を得るものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 事業所は、指定共同生活援助を提供した際は、利用者から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額(サービス提供に要した費用の1割相当額)の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助等を提供した際は、利用者から厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の支払いを受けるものとする

3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食材料費 夕食代 450円/日 (朝食・昼食・日祝は各自実費)

(2) 家賃

ア シェアハウス武庫の里

月額 6畳北東部屋30,000円、8畳部屋40,000円、6畳北西部屋、南西部屋35,000円 共益費5,000円

イ シェアハウス水堂

月額 各部屋 22,000円 共益費5,000円

- (3) 光熱水費
 - (4) 日用品費等
 - (5) その他日常生活に係る実費
- 4 事業所は、前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。
 - 5 事業所は、第3項の費用の額の発生に伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
 - 6 事業所は、法定代理受領により市町村から指定共同生活援助に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者等に対し、その額を通知する。
 - 7 事業所は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助に係る費用の支払いを受けた場合は、利用者等に対し、サービス提供証明書を交付する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者は防火・防犯についての理解を深めるとともに、事業所の指示に従う。
- (2) 利用者は暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。
- (3) 利用者が秩序に従って相互の親睦を深める。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置や入院等の支援をするとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

緊急連絡先は 06-4962-5002・5001 24時間連絡可能とする。

シェアハウス内もワンプッシュの電話で緊急連絡先につながっている。

(苦情解決)

第12条 事業所は、提供した事業に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、提供した指定共同生活援助に関し、法令の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止のための措置)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止の啓発・普及をするための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会の設置及び、委員会での検討結果についての従業員への周知

(身体拘束等の防止)

第14条 事業所は、指定共同生活援助の提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策をする検討委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施

(衛生管理等)

第15条 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練の定期的な実施

(事業継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(暴力団等の排除)

第17条 事業所の代表者及び管理者は、暴力団員等と密接な関係を有することなく、また、事業所の運営について暴力団等の支配を受けない。

(事故発生の防止及び対応)

第18条 事業所は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発防止のため、次の措置を講ずる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定める。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が従業者に周知される体制を整備する。
- (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及び従業者に対して研修を行う。

2 指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した時は、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第19条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業所は、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(従業者の研修)

第20条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年4回

2 実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努める。

(運営内容の評価及び結果の公表)

第21条 事業所は、その運営状況の内容について評価を行い、その結果を公表するように努める。

(その他運営についての重要事項)

第22条 事業所は、利用者に対し適切なサービスが提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

2 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、当該事業所の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 5 事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活援助サービスの完結した日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社 日和と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

平成25年11月1日	改訂
平成28年7月1日	改訂
平成29年7月1日	改訂
平成30年7月1日	改訂
令和1年7月1日	改訂
令和5年7月1日	改訂
令和6年8月1日	改訂